

大阪狭山市の創業支援について



2013年に成立した産業競争力強化法において、市町村が商工会等と連携し、専門家による支援・創業セミナーの開催等の創業支援を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしています。本市では、関係機関とともに計画を策定し、国の認定を受けています。

創業希望者が、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組を受けていただくと、本市が「特定創業支援事業」を受けた者と証明します。

証明を受けた創業者は、登録免許税の軽減措置や創業関連保証の特例等の支援策を受けることができます。

大阪狭山市で特定創業支援事業の証明を受ける主なメリット

★ 大阪狭山市創業支援補助金の活用

市内での創業希望者に対して、一定の条件を満たすことで創業までに必要な「設備経費」「広告宣伝経費」に対し補助金を交付します。

● 登録免許税の軽減

創業を行おうとする者や、創業後5年未満の個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます（株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35%）

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます

● 創業関連保証の早期利用

融資を受ける際、創業2カ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6カ月前から利用の対象になります。

● 新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

特定創業支援事業の証明書の有効期限について

証明書の有効期限は、創業を希望する者または創業後5年未満の者が対象となります。なお、有効期限は下記の①②③のうち一番早い日付となります。

- ① 本市の認定創業支援等事業計画の計画期間終了日
- ② 令和11年3月31日（現行制度）
- ③ 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日

大阪狭山市創業支援補助金の活用の代表的な流れ

STEP1

創業する事業の内容を検討する

STEP2

創業セミナーまたは、創業に関する4項目（経営・財務・人材育成・販路開拓）を受講する

STEP3

大阪狭山市特定創業支援事業の証明書を申請する

STEP4

創業支援補助金の補助対象事業の見積を取得する

STEP5

創業支援補助金の申請、交付決定を受ける

STEP6

補助対象事業の実施、開業届または法人登記の届け出

STEP7

実績報告書の提出

（事業完了の日から起算して2か月以内、もしくは補助金の交付の決定に係る市の会計年度末のいずれか早い時期までに実績報告書の提出が必要です）

STEP8

補助金請求書を提出し、補助金を取得する

【問い合わせ】

大阪狭山市 市民生活部 産業にぎわいづくりグループ TEL 072-366-0011

E-MAIL sangyou@city.osakasayama.osaka.jp